

鹿 児 島 県 公 報

平成28年10月4日（火）第3252号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 林業種苗法に基づく指定採取源の指定 (森林経営課取扱い) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 3
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（3件） (商工政策課取扱い) 4
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第903号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び面積	所有者等の氏名及び住所
28-1	平成28年10月4日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町中之内麦ヶ迫4279番	946本 0.3137ヘクタール	砂田博文 霧島市福山町福山5460-14
28-2	平成28年10月4日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町中之内観音段4297番2	7,928本 2.6056ヘクタール	砂田博文 霧島市福山町福山5460-14
28-3	平成28年10月4日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町中之内ヲコキ場谷4304番2	2,348本 0.7763ヘクタール	砂田博文 霧島市福山町福山5460-14
28-4	平成28年10月4日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町中之内ヲコキ場谷4306番	518本 0.1705ヘクタール	砂田博文 霧島市福山町福山5460-14
28-5	平成28年10月4日	普通母樹林	すぎ	曾於市大隅町中之内ヲコキ場谷	5,490本 2.0071ヘクタール	砂田博文 霧島市福山町

				4312番	タール	福山5460-14
28-6	平成28年 10月4日	普通母樹 林	すぎ	曾於市大隅町中 之内狩谷4319番 1	550本 0.1849ヘク タール	砂田博文 霧島市福山町 福山5460-14

鹿児島県告示第904号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科 目	指定年月 日
	名 称	所 在 地		
高野 純	社会医療法人義順顕 彰会種子島医療セン ター	西之表市西之表7463	整形外科	平成28年 9月26日
宮田 敬博	池田診療所	指宿市池田3957番地	内科	平成28年 9月26日

鹿児島県告示第905号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化）
- 2 作業の期間 平成28年8月10日から平成29年1月20日まで
- 3 作業の地域 喜界町

鹿児島県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年10月4日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	223号	霧島市牧園町高千穂新床国 有林1064林班は小班地先か ら同市牧園町高千穂字殿之 湯3909番1地先まで	前 前 後	13.6～73.8 14.9～29.8 14.9～29.8	940.7 542.8 542.8

鹿児島県告示第907号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
指宿市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画下水道事業
 - (2) 名称 指宿市公共下水道
- 3 事業施行期間（変更なし）
昭和54年3月9日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

大隅地域振興局告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年10月4日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護NPO 南の太陽	肝属郡肝付町富 山1791番地1	特定非営利活動 法人南の太陽	肝属郡肝付町富 山1791番地1	向井 和郎	平成28年 8月1日	居宅介護 ・重度訪 問介護

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成28年10月4日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年10月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）アクロスプラザ与次郎
鹿児島市与次郎一丁目7番30 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 外2社
その他未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年5月17日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,766平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物敷地内平面部 286台
第2駐車場 本棟屋上部 310台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 本棟東側 52台
第2駐輪場 本棟南側 36台
第3駐輪場 本棟南側 44台
第4駐輪場 本棟南側 59台
第5駐輪場 建物敷地南側 112台
第6駐輪場 別棟北側 12台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 本棟西側 90平方メートル
荷さばき施設2 本棟西側 90平方メートル
荷さばき施設3 本棟西側 90平方メートル
荷さばき施設4 別棟西側 25平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 本棟内西側 102立方メートル
廃棄物等保管施設2 本棟内西側 19立方メートル
廃棄物等保管施設3 本棟内西側 12立方メートル
廃棄物等保管施設4 本棟内西側 22立方メートル
廃棄物等保管施設5 別棟南側 5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出口1箇所 建物敷地東側
入口1箇所 建物敷地東側
出入口1箇所 建物敷地南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

7 届出年月日

平成28年9月16日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年10月4日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年10月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鹿児島ショッピングプラザ
鹿児島市鴨池二丁目26番地1号

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所

- (1) 変更前 イオンストア九州株式会社 代表取締役 佐方圭二
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外25者
株式会社チヨダ 代表取締役 船橋政男
東京都杉並区成田東四丁目39番8号
株式会社中園久太郎商店 代表取締役 中園雅治
指宿市山川大山860番2
窪田織物株式会社 代表取締役 窪田茂
鹿児島市東開町13番5号
鷗鷯健
宮崎市本郷一丁目2番6号
- (2) 変更後 イオンストア九州株式会社 代表取締役 榊隆之
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外25者
株式会社チヨダ 代表取締役 船橋浩司
東京都杉並区成田東四丁目39番8号

3 変更年月日

- (1) イオンストア九州株式会社に係る変更 平成28年5月20日
- (2) 株式会社チヨダに係る変更 平成25年5月23日
- (3) 株式会社中園久太郎商店、窪田織物株式会社及び鷗鷯健に係る変更 平成28年8月20日

4 届出年月日

平成28年9月14日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年10月4日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年10月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン鹿児島谷山店
鹿児島市南栄五丁目10番51

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 イオンストア九州株式会社 代表取締役 佐方圭二
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- (2) 変更後 イオンストア九州株式会社 代表取締役 榊隆之
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
株式会社未来屋書店 代表取締役 羽牟秀幸
千葉市美浜区中瀬一丁目6番地
株式会社プラザクリエイトストアーズ 代表取締役 大島康広
東京都中央区晴海一丁目8番10号

3 変更年月日

- (1) イオンストア九州株式会社に係る変更 平成28年5月20日
- (2) 株式会社未来屋書店及び株式会社プラザクリエイトストアーズに係る変更 平成28年8月20日

- 4 届出年月日
平成28年9月14日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成28年10月4日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成28年10月4日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するように提出すること。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プラザ大島店
奄美市名瀬小浜町2245番地2 外

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 イオンスストア九州株式会社 代表取締役 佐方圭二
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
株式会社奄美カラー 代表取締役 仙田榮一郎
奄美市名瀬幸町8番3号
- (2) 変更後 イオンスストア九州株式会社 代表取締役 榊隆之
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
株式会社奄美カラー 代表取締役 仙田榮一郎
奄美市名瀬幸町8番3号

- 3 変更年月日
平成28年5月20日

- 4 届出年月日
平成28年9月14日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により龍郷町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年10月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁総務企画部において縦覧に供する。

平成28年10月4日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ奄美龍郷店
大島郡龍郷町中勝字青蓋978番地1 外3筆

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成28年4月21日

3 意見の概要

交通安全、交通渋滞、騒音など大規模小売店舗を設置する事業者が配慮すべき事項について、国が定める指針に基づき、必要な措置を講じていることから、周辺地域の生活環境の保持について支障はないと考えます。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第103号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年10月4日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR豊丸とソフトオンデマンドの最新作99V	豊丸産業株式会社	6P0681
ぱちんこ遊技機	CR豊丸とソフトオンデマンドの最新作169L	豊丸産業株式会社	6P0769
ぱちんこ遊技機	CR豊丸とソフトオンデマンドの最新作319M	豊丸産業株式会社	6P1023
ぱちんこ遊技機	CR大海物語スペシャルMTE15	株式会社三洋物産	6P1078
回胴式遊技機	クランキーセレブレーションCE	株式会社アクロス	6S0358
回胴式遊技機	クランキーセレブレーションRE	株式会社アクロス	6S0410
回胴式遊技機	SLOTバジリスクIII BE	株式会社エレコ	6S0915
回胴式遊技機	ジャックポットTPV2/J1	岡崎産業株式会社	6S0723
回胴式遊技機	犬夜叉/ZS	株式会社ロデオ	6S0977